

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」【優先度B】の検討スケジュール(案)

優先度	NO.	検討課題	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
B1	3	一般質問の一括方式・分割方式【第8条・できる規定】	・具体的な運用方法の検討			9月議会から運用開始								
B2	12	特別委員会の見直し【第15条・義務規定】	・具体的な運用方法の検討											
	13	特別委員会の運営方針・公表【第15条・義務規定】	・具体的な運用方法の検討											
	14	政策会議【第16条・義務規定】	・具体的な運用方法の検討 「予算を伴う議員提出条例案の区長との事前調整」を含む(H31.3.14各派交渉会決定)。											
	22	区長等の反問・反論【第21条・できる規定】	・具体的な運用方法の検討			9月議会から運用開始								
B3	1	議員間討議の方法に関する規程の策定【第6条・できる規定】						・議員間討議の方法に関する規程の策定						
	7	委員間討議【第13条・努力規定】						・具体的な運用方法の検討						
	24	決議に関する事後の状況、対応等報告【第21条・義務規定】						・具体的な運用方法の検討			2月議会から適用			
B4	9	区民等との意見交換会等の開催【第13条・できる規定】						・具体的な運用方法の検討						
	15	政務活動費に関する透明性の確保【第18条・義務規定】	・具体的な運用方法の検討 政務活動費横領事件に関する調査特別委員会調査報告書における検討課題(「後払い方式の検討」、「第三者機関の設置及びチェック」、「交付額の減額」、「交付時期及び回数の見直し」)を含む。											
	29	政治倫理に関する規程の策定【第27条・義務規定】				・政治倫理に関する規程の策定								
	30	災害時の対応に関する規程の策定【第28条・義務規定】 議会BCPについては別途協議する。				・災害時の対応に関する規程の策定								

優先度 B1...初議会(5月)の調整事項の中で検討 B2...5月から10月までに検討 B3...11月から翌年4月までに検討 B4...1年間(5月～翌年4月)で検討
...「条例制定後の課題」として整理された検討課題